附属書第1の5－1b中「原型機についての最初の耐空証明等」を「その型式の設計について最初の型式証明等」に、「当該回転翼航空機の型式」を「当該型式」に、「法第13条第1項の規定による設計の変更」を「設計の変更等」に、「0.3dB」を「0.3EPNdB」に改め、「以下本章及び第7章において同じ。」を削り、「受理又は国際民間航空条約の締約国たる外国による設計の変更の申請の受理その他の行為」を「受理等」に改める。

附属書第1の5－3中「原型機についての最初の耐空証明等」を「その型式の設計について最初の型式証明等」に改める。

附属書第1の6－1a中「原型機についての最初の耐空証明等」を「その型式の設計について最初の型式証明等」に、「当該航空機の型式」を「当該型式の設計」に、「、法第13条第1項の規定による設計の変更がなされており、設計の変更」を「設計の変更等」に改める。

附属書第1の6－1b中「原型機についての最初の耐空証明等」を「その型式の設計について最初の型式証明等」に、「当該航空機の型式について、法第13条第1項の規定による設計の変更」を「当該型式の設計について設計の変更等」に、「設計の変更の」を「その」に改める。

附属書第1の6－1c中「原型機についての最初の耐空証明等」を「その型式の設計について最初の型式証明等」に、「当該航空機の型式」を「当該型式の設計」に、「、法第13条第1項の規定による設計の変更がなされており、設計の変更」を「設計の変更等」に改める。

附属書第1の6－1d中「原型機についての最初の耐空証明等」を「その型式の設計について最初の型式証明等」に改める。

附属書第1の6－1e中「原型機についての最初の耐空証明等」を「その型式の設計について最初の型式証明等」に、「なされた航空機であつて、当該航空機の型式について、法第13条第1項の規定による設計の変更がなされており、設計の変更」を「なされ、かつ、当該型式の設計について設計の変更等」に、「なされ、かつ」を「なされた航空機であつて」に改める。

附属書第1の6－2a中「原型機についての最初の耐空証明等」を「その型式の設計について最初の型式証明等」に、「当該航空機の型式」を「当該型式の設計」に、「、法第13条第1項の規定による設計の変更がなされており、設計の変更」を「設計の変更等」に改める。

附属書第1の6－2b中「原型機についての最初の耐空証明等」を「その型式の設計について最初の型式証明等」に改める。

附属書第1の7－1a及びbを次のように改める。

a　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が1993年11月11日以後2002年3月21日前になされた回転翼航空機

b　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2002年3月21日前になされた回転翼航空機であつて、当該型式の設計について設計の変更等（騒音値を0.3SELdB以上増加させるものに限る。）の申請の受理等が1993年11月11日以後になされたもの

附属書第1の7－2中「原型機についての最初の耐空証明等」を「その型式の設計について最初の型式証明等」に、「なされた回転翼航空機」を「なされたもの」に改める。

附属書第1の2－1ただし書を次のように改める。

ただし、次のaからdまでに掲げる発動機については、それぞれaからdまでに定める基準に適合させるための改造が困難であるものとして国土交通大臣が認めたものを除く。

a　2－1－1又は2－1－2－1若しくは2－1－2－2の表に掲げる発動機のうち、その型式について最初の第14条第1項の規定による型式の承認又は国際民間航空条約の締約国たる外国の承認その他の行為が1965年1月1日前になされたもの　2－1－1又は2－1－2－1若しくは2－1－2－2の基準

b　2－1－1の表に掲げる発動機のうち1983年1月1日以後の一定の期間内に製造されたもの　2－1－1の基準

c　2－1－2－1の表に掲げる発動機のうち1986年1月1日以後の一定の期間内に製造されたもの　2－1－2－1の基準

d　2－1－2－2に掲げる発動機のうち、当該型式の最初の発動機が1996年1月1日前に製造され、かつ、当該発動機が2000年1月1日以後の一定の期間内又は2013年1月1日以後の一定の期間内に製造されたもの及び当該型式の最初の発動機が1996年1月1日以後2008年1月1日前に製造され、かつ、当該発動機が2013年1月1日以後の一定の期間内に製造されたもの　2－1－2－2の基準

附属書第1の2－1－1及び同附属書2－1－2－1の表中「定格出力」を「定格推力」に改める。

附属書第1の2－1－2－2の表中「定格出力が」を「定格推力が」に改め、「2004年1月1日前に製造され」の次に「、かつ、当該発動機が2013年1月1日前に製造され」を、「2000年1月1日以後」の次に「2013年1月1日前」を、「2008年1月1日前に製造され」の次に「、かつ、当該発動機が2013年1月1日前に製造され」を、「2008年1月1日以後」の次に「2014年1月1日前に製造されたもの又は当該型式の最初の発動機が2008年1月1日前に製造され、かつ、当該発動機が2013年1月1日以後」を加え、

「

備考 1　窒素酸化物の数値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定し計算されたものとする。 2　F_{00}は、国際民間航空条約の附属書16に定義される当該発動機の定格出力（単位　kN）とする。 3　π_{00}は、国際民間航空条約の附属書16に定義される当該発動機の圧縮比とする。

」を

「

定格推力が26.7kNを超え89.0kN以下の発動機であつて、当該型式の最初の発動機が2014年1月1日以後に製造されたもの	圧縮比が30以下のもの	$40.052+1.5681\times\pi_{00}-0.3615\times F_{00}-0.0018\times\pi_{00}\times F_{00}$以下であること。
	圧縮比が30を超え104.7未満のもの	$41.9435+1.505\times\pi_{00}-0.5823\times F_{00}+0.005562\times\pi_{00}\times F_{00}$以下であること。
	圧縮比が104.7以上のもの	$32+1.6\times\pi_{00}$以下であること。
定格推力が89.0kNを超える発動機であつて、当該型式の最初の発動機が2014年1月1日以後に製造されたもの	圧縮比が30以下のもの	$7.88+1.4080\times\pi_{00}$以下であること。
	圧縮比が30を超え104.7未満のもの	$-9.88+2.0\times\pi_{00}$以下であること。
	圧縮比が104.7以上のもの	$32+1.6\times\pi_{00}$以下であること。

備考
1　窒素酸化物の数値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定し計算されたものとする。
2　F_{00}は、国際民間航空条約の附属書16に定義される当該発動機の定格推力（単位　kN）とする。
3　π_{00}は、国際民間航空条約の附属書16に定義される当該発動機の圧縮比とする。

」に

改める。

附属書第1の2－2－1の表中「定格出力」を「定格推力」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十一月十七日から施行する。